



# 熊本県公報

号外 第 4 9 号  
平成 20 年 12 月 22 日(月)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 規 則**
- 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (行政経営課) 1
  - 登 載 依 頼**
  - 熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… (警察本部警務課) 1

## 規 則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 0 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 6 6 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則 (平成 1 2 年熊本県規則第 2 3 号) の一部を次のように改正する。

本則の表第 1 号右欄中「事務及び」を「事務並びに」に改め、「(宇土市、上天草市及び苓北町にあっては、施行細則第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号、第 3 条第 1 項並びに第 4 条に規定する事務を除く。)」を削り、同表第 2 号左欄中「第 2 7 号(14)」を「第 2 8 号(14)」に改め、同号右欄中「(八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、阿蘇市、長洲町、大津町、菊陽町、嘉島町、益城町及び芦北町にあっては、施行細則第 1 9 条に規定する事務を除く。)」を削り、同表第 3 号左欄中「第 4 5 号(3)」を「第 4 6 号(3)」に改め、同表第 4 号左欄中「第 4 7 号(3)」を「第 4 8 号(3)」に改め、同表第 5 号左欄中「第 5 6 号(2)」を「第 5 7 号(2)」に改め、同表第 6 号左欄中「第 5 9 号」を「第 6 0 号」に改め、同表第 7 号左欄中「第 6 1 号(3)」を「第 6 2 号(3)」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

## 登 載 依 頼

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 0 年 1 2 月 2 2 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

### 熊本県公安委員会規則第 1 5 号

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県警察の組織に関する規則 (平成 6 年熊本県公安委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 7 号中「被害者対策」を「被害者支援」に改め、同条に次の 1 号を加える。  
(9) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律 (平成 2 0 年法律第 8 0 号) 第 3 条第 1 項に規定する給付金に関すること。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。